

## 留学中の学修の成果による単位認定について

東京科学大学学士課程学生の留学に関する規程第6条及び東京科学大学における休学に関する規程第4条に基づき、留学中に履修した授業科目の単位認定を希望する場合の手続き等については以下のとおりです。

### 【申請手続きについて】

留学先から帰国後、以下の必要書類を教務課学務グループ（Taki Plaza 1階）に持参、またはメール添付（kyo.gak@jim.titech.ac.jp）により提出してください。

※申請時に必要な書類

- ・単位認定申請書（所定様式）
- ・留学先大学の成績証明書及びシラバス
- ・学年歴及びクラススケジュール（本学の科目に読み替えない場合は、必須）

### 【単位認定方法について】

単位の認定は、認定を希望する科目に応じて審議を行い、学長が認定します。

- ◆教養科目群：当該授業科目を開設する実施委員会及び教養科目群教育協議会
- ◆専門科目群：所属学院

### 【認定授業科目の成績表示について】

単位が認定された授業科目の成績証明書における表示は、点数表示ではなく「認定」と表示されます。

そのため、GPT及びGPAの算出対象外となります。

### 【単位の取り扱いについて】

- ① 認定された科目を再度履修することはできません。
- ② 成績付与日は、留学終了日の属する学期となります。  
(例えば3月下旬に留学が終了し、4月以降に単位認定申請をした場合、前年度後学期の単位として認定されます。)

### 【休学期間中に外国の大学で修得した単位の認定について】

休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位の認定の手続き等は、留学の場合の取扱いに準ずるものとします。

なお、単位の認定を希望する者は、休学期間中に履修する授業科目を記載した学修計画書を添えて休学を願い出てください。